

みんなが主役！みんなで進めるまちづくり！

参画と協働のまちづくりと地域自治協議会



将来のことを考え、持続可能なまちづくりをするために。



だれもが、いつまでも安心して住み続けることができる西脇市を維持していくためには、「みんなで支える地域づくり」が必要です。

10年後、20年後の“私たちのまち”“私たちの暮らし”を守っていくために、そして将来にわたって活力ある西脇市をつないでいけるように、みんなで考え、みんなで作っていく。

そんな地域づくりを進めていくためには地域内の区長会などの各種団体やNPO、個人などが連携し、協力する体制が必要です。

みんなで協力し、地域の安全・安心を地域でつくる。

“地域自治協議会”は、そんな大切な役割を担っています。

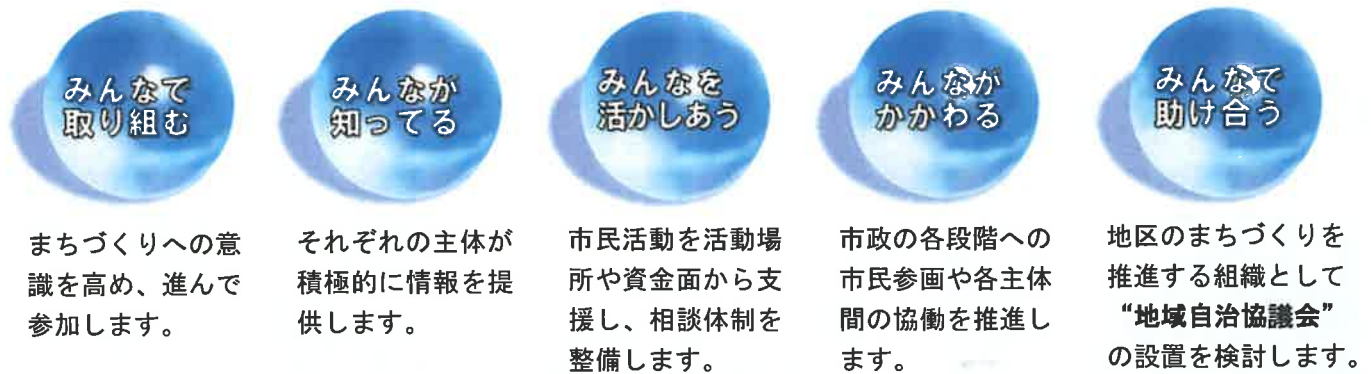


地域自治協議会とは

「自助・共助・公助を基にした参画と協働のまちづくり」を基本に、地域を将来にわたって持続可能なものとしていくために、地域課題はまず地域で検討し、解決のために取組を進め、地域の様々な団体や事業者、個人などが参加し、住民の力を最大限に発揮できる組織でそれぞれの特性を活かして連携・協働する新しい枠組みの地域自治システムをいいます。

地域自治協議会の設立について

『参画と協働のまちづくりガイドライン改訂版』（平成27年西脇市発行）では、参画と協働のまちづくりを進める基本的な方向について、次の5つの柱に沿った取組を市と市民が協働で進めていくこととしています。



5つの柱に沿った参画と協働のまちづくりをすすめていくなかで、『みんなが助け合う』ための組織として地域自治協議会を想定しています。

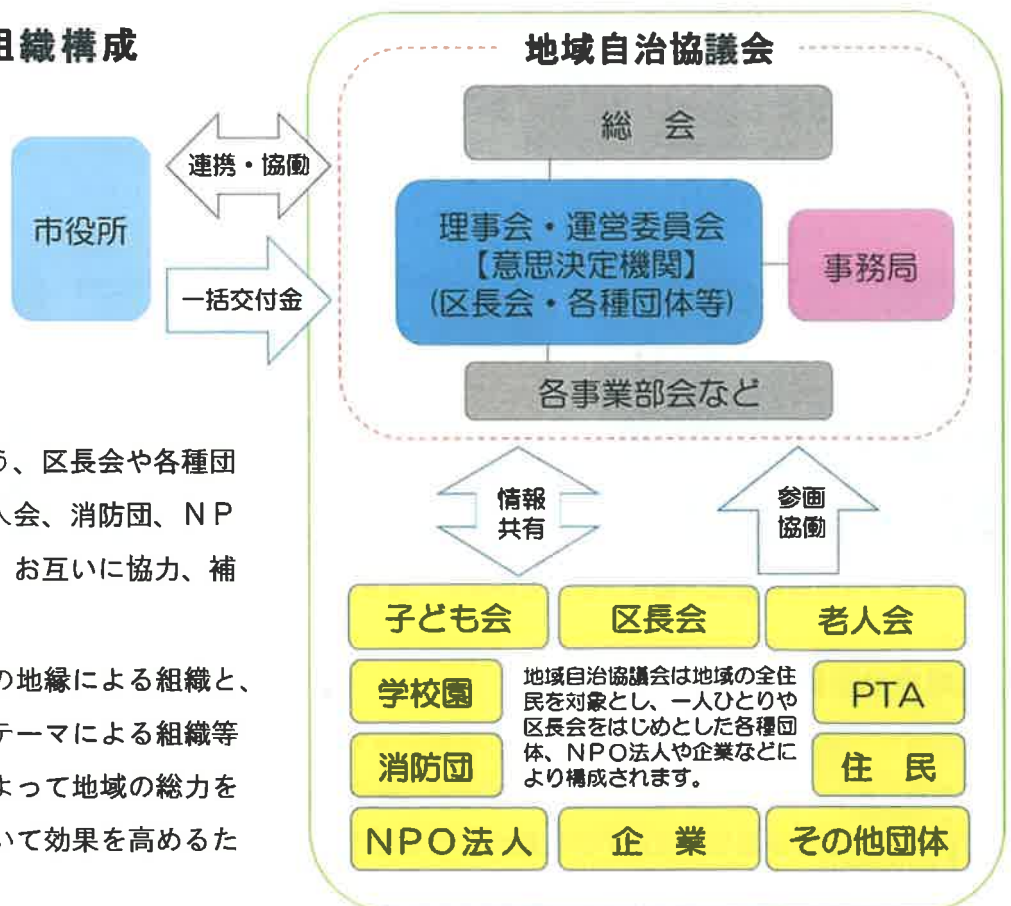
地域自治協議会は西脇、津万、日野、重春、野村、比延、芳田、黒田庄の8地区において、地域の状況に合わせて地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けて協力、連携して取り組む組織としています。

地域自治協議会の仕組み（イメージ図）

地域自治協議会の組織構成

地域自治協議会では人口減少、少子高齢化がさらに進むと考えられる10年後、20年後のことを見据えて、地域の皆さんが安全に安心して暮らしていけるよう、区長会や各種団体（子ども会、PTA、老人会、消防団、NPO法人ほか）などが連携し、お互いに協力、補完しあう体制を整えます。

地域のなかで自治会などの地縁による組織と、各種団体やNPO法人などのテーマによる組織等が協調・補完し合うことによって地域の総力を高め、それぞれの活動について効果を高めるための連携ができます。



地域自治協議会の設立に向けた地域の取組の進め方

地域のなかで新しい組織をみんなで作ることは、大切なことですが、とても大変なことです。

市は地域の皆さんの取組に寄り添い、地域の状況に応じて一緒に考え、一緒に行動し、必要となる制度について提案し、設立・運営を支援します。

Step1

設立準備会議の設置

地区区長会やまちづくり協議会といった各種団体や NPO、事業者などの代表者で構成し、地域自治協議会の必要性や方向性を話し合い、情報の共有を図り組織設立の検討を始めます。

Step2

規約・事業計画・予算等の原案の策定

設立準備会議での話し合いをまとめ、組織構成や運営方法、地区まちづくり計画を基にした事業計画案や予算の原案などを作成し、組織の設立・運営に必要なことを考えます。

Step3

地域住民への説明・PR

地域自治協議会設立の趣旨を広く周知し、地域住民の理解を求めるとともに、組織の運営・活動に携わる人材を募ります。また活動に賛同し参加する事業者などを募り、地域の意識を盛り上げます。

Step4

組織設立総会の開催

設立総会を開催し、規約、役員を選出、事業計画、予算などを諮り、承認を得ます。

Step5

組織設立の届出

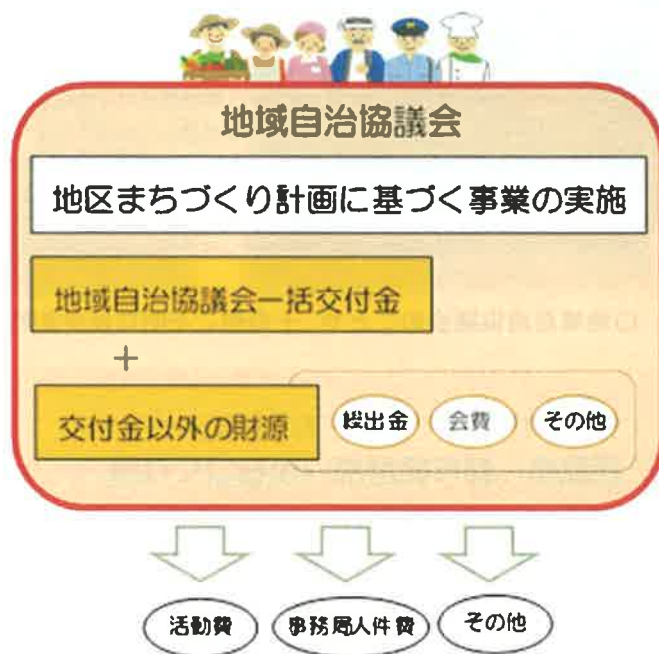
市へ組織設立の届出を提出し、地域自治協議会として新たな地域自治に向けて動き始めます。活動資金・組織運営資金として市から地域自治協議会一括交付金を受けることができます。

地域自治協議会へは地域自治一括交付金を交付します

地域自治一括交付金

地域自治一括交付金は、地域の創意と工夫、判断と責任によって一定の範囲内で自由に使うことができる財源として地域自治協議会に交付するものです。一括交付金を活用し、地区まちづくり計画を基にした地域活動や、組織の運営のための事務局人件費などを賄うことができます。

なお、地域が主体的に事業に取り組むためには、交付金以外の財源を確保することが必要となる場合があります。



地域自治協議会ではこんな取組が進められています！

西脇市の地域自治協議会〔津万、比延、黒田庄〕で先進的に取り組まれている活動の事例を紹介します。



事例 ①
福祉送迎車の運行
 黒田庄まちづくり協議会
 高齢者や障害者の生活支援や積極的な社会参加を容易にするために福祉送迎車を運行しています。



事例 ②
防犯カメラの設置
 比延地区自治協議会
 地域内に子どもや高齢者等の見守りや、防犯・防災につながる目的で防犯カメラを設置し、地域で見守っています。

空き家改修事業などの事例紹介
 (今後写真等を掲載し説明を挿入)

事例 ③
活動交流拠点の整備
 津万地区自治協議会
 空き家を活用した地域の活動・交流拠点を地域の手で整備し、地域の活性化を目指した活動を活発に進めています。



事例 ④
特産加工品の製造販売
 比延地区自治協議会
 構成団体の“ええまち比也野里”を中心に、整備した特産加工場で地域の特産加工品を開発・販売しています。



事例 ⑤
子ども買い物体験
 比延地区自治協議会
 ええまち比也野里の移動販売車を活用し、地区のこども園で買い物の勉強をしました。地域で子育てを応援します。



事例 ⑥
コミュニティカフェの実施
 黒田庄まちづくり協議会
 コミュニティカフェを住民自らが集落ごとに開いています。地域でみんなの顔が見えるむらづくりを進めています。



事例 ⑦
構成団体によるまちづくり
 黒田庄まちづくり協議会
 構成団体に『活動費』を活用してもらうことで、課題解決に向けた活動が実施しやすい環境をつくっています。



事例 ⑧
地区広報紙の発行
 各地域自治協議会
 各地域自治協議会では広報紙やFacebookを活用し、地域内外に向けて多くの方に情報を届けています。

○地域自治協議会のことや、その他ご不明な点があれば、お気軽に市役所まちづくり課へお問い合わせください。

令和 年(20 年) 月 日発行

西脇市 都市経営部 まちづくり課

〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町 605 番地 (西脇市生涯学習まちづくりセンター1階)

電話 : 0795-22-3111 ファクス : 0795-23-8833 電子メール : machi@city.nishiwaki.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.nishiwaki.lg.jp/>

